

## 企業実態調査実施要領（抄）

平成元年4月1日  
最終改正  
平成29年4月1日

### （目的）

- 1 北九州市建設業者有資格者名簿に登載されている業者の事業所を現地確認し、企業実態を具体的に把握することにより、本市発注工事にかかる適正な指名業者選定を行うことを目的とする。

### （調査対象）

- 2 北九州市建設業者有資格者名簿登載業者のうち、次の者を調査の対象とする。
  - (1) 市外業者  
市内に支店、営業所等を有する建設業者で申請業種の第一希望順位が土木、建築、電気、港湾及び機械器具設置である者
  - (2) 市内業者
    - ア 申請業種の第一希望順位が土木（Dランクは除く）、ほ装、造園、建築、管、水道施設（Dランクは除く）、電気、とび土工、解体、鋼構造物、機械器具設置、電気通信、消防施設及び港湾である者
    - イ 前項に規定する以外の者で、技術監理局契約部長が必要と認めた者

### （調査項目）

- 3 次の事項について調査するものとする。
  - (1) 経營業務の管理責任者の在勤状況
  - (2) 技術者の資格及び在勤状況
  - (3) 従業員の在勤状況
  - (4) 事務所の実態、本社機能
  - (5) その他「北九州市建設工事入札参加資格審査申請書」に記載された事項

### （調査方法）

- 4 実地調査は、原則として次により行うものとする。
  - (1) 調査員2名編成により、対象業者の事業所を訪問する
  - (2) 対象業者への調査の予告は、調査予定日の2週間前から前日までに行う。この際、代表者又は経營業務の管理責任者及び業務に支障のない範囲で技術者等の待機を求めるとともに、必要書類の準備を依頼する
  - (3) 資格審査申請時に当該業者から提出された「技術者名簿」、「保有機材調書」を持参し、当該業者が保管する関係書類と照合確認する
  - (4) 調査終了後は、速やかに「企業実態調査表」（様式第1号【省略】）を技術監理局契約部長に提出する

付 則

- 1 この要領は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 平成5年6月1日改正。  
「北九州市建設業者調査要綱」制定による条項整理
- 3 平成28年4月1日改正。  
「契約室と技術監理室との統合による技術監理局」の発足による条項整理
- 4 平成29年4月1日改正。  
調査対象業種の変更修正等